

2026 春のフローラル祭

飲食物の販売に関する覚書

宮崎市フェニックス自然動物園管理株式会社（以下「甲」という）と_____

（以下「乙」という）は、フローランテ宮崎に於ける移動販売車や簡易テントによる飲食物の販売に関し次の通り覚書を交わす。

第1条（販売場所について）

1. 飲食物の販売に伴う駐車場所は次の通りとする。
 - 住所：宮崎市山崎町浜山 414 番地 16
 - 駐車施設名：フローランテ宮崎 敷地内（具体的な場所は甲の指示による）

第2条（販売資格について）

1. 甲は、乙が保健所への営業届出及び許認可を受け、許可書のコピーを甲へ提出することにより出店の許可を出すものとする。
2. 乙は、出店に変更が生じた場合、速やかに甲に連絡を行うものとする。

第3条（販売飲食物について）

1. 乙が販売する飲食物の内容と販売価格に関して、令和8年3月7日までに甲に提出することとする。
2. 乙が販売する飲食物内容と価格は、1.により甲が許可したものに限る。
3. ごみ対策を考慮した販売体制とし、自店で提供した商品によるゴミは、乙が責任を持って処理を行うこととする。

第4条（販売期間及び販売時間）

1. 販売許可の期間は、令和8年3月14日から令和8年5月24日までとする。
但し、出店希望日を提出した店舗に関してはそれに準ずる。
2. 販売時間は、午前10時から午後4時30分とする。
3. 何らかの事由で甲の営業時間に変更が生じる場合には、甲乙協議の上で販売時間を決定する。

第5条（販売者の責務）

1. 販売に際して購入者との間にトラブルが発生した場合は、甲の事由に依るものであった場合を除き、乙が責任を持ってトラブルの処理にあたることとする。
2. 食中毒疑いの事例が発生した場合は、乙は原因究明に誠心誠意協力するものとし、また誠意を持って甲と共にお客様の対応にあたるものとする。
3. 乙は、来園者に対し怪我などの事故が発生しないよう、また利用者の安心安全の確保に万全を期すこと。
4. 乙が甲に支払う1店舗1日あたりの出店料は平日 3,000円 / 日 土日祝日 5,000円とし、原則として出店日当日に甲へ現金で支払うものとする。
但し、甲乙協議の上で同意した場合には、月末締めでの精算も可能とします。
尚、期間中20日間以上の出店をする店舗に関しては、出店料を一律3,000円/日とします。

第6条（営業継続困難な場合の対応）

1. 荒天により、屋外での営業が困難だと判断される場合には、甲乙双方にて協議の上で、営業を停止する場合がある。
2. 天災・事故・その他やむを得ない事由により、販売業務の継続が困難となった場合には、乙は甲に申し出て販売を中止することができる。
3. 2項の規定により販売を中止した場合には、未販売の飲食物の処分は乙の責任で行うこととする。
4. 荒天の影響で期待する入園者数を大幅に下回ることが予測される場合、甲乙双方は誠意を持って協議を行い、出店料の減額・販売時間の短縮などを決定するものとする。

第7条（契約の解除）

1. 甲は、暴力団・暴力団員・準構成員・暴力団関係企業・特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者、またはこれらの者と密接な関わりを持つ者が、本移動販売車による飲食物の販売に関わりがあると判明したとき、乙に対して予告なく本覚書に基づく契約を解除できる。

第8条（契約期間）

1. この契約の期間は第4条 第1項に準じ、令和8年3月14日から令和8年5月24日までとする。

第9条（協議）

1. 本覚書に定める事項について疑義が生じた場合、または定めのない事項については、甲乙が誠意を持って協議の上、定めるものとする。

本覚書の証として、本書を作成し、甲乙記名の上、各自保有するものとする。

令和8年1月 日

甲 宮崎市大字塩路字浜山3083番地42
宮崎市フェニックス自然動物園管理株式会社
代表取締役 松浦 秀信

乙